

協議第 2 1 号

特別職の身分の取扱いについて（協定項目 1 0）

大平町・岩舟町・藤岡町 3 町合併後の新市における特別職の身分の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成 1 6 年 1 月 2 1 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	10 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	1 特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。 2 3町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは原則として再編し、1町又は2町にのみ設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。 3 報酬については、同規模自治体を参考に調整する。 4 新市の職務執行者については、3町の長が別に協議し定めるものとする。	

現況

大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針
1. 常勤の特別職			
・任期 4年 ・給料 町長 (月)798,000円 (770,000円) 助役 (月)645,000円 (620,000円) 収入役 (月)613,000円 (590,000円) 教育長 (月)595,000円 (580,000円) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	・任期 4年 ・給料 町長 (月)758,000円 (735,260円) 助役 (月)606,000円 (587,820円) 収入役 (月)582,000円 (564,540円) 教育長 (月)548,000円 (531,560円) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	・任期 4年 ・給料 町長 (月)788,000円 (748,000円) 助役 (月)640,000円 (608,000円) 収入役 (月)613,000円 (582,000円) 教育長 (月)581,000円 (551,000円) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	・常勤の特別職として、市長、助役、収入役及び教育長を置き、設置及び任期等は法令の定めるところによる。 ・報酬については、同規模自治体を参考に合併時までに調整する。
2. 議会議員			
・任期 4年 ・報酬 議長 (月)362,000円 (351,000円) 副議長 (月)299,000円 (290,000円) 議員 (月)274,000円 (265,000円) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	・任期 4年 ・報酬 議長 (月)333,000円 副議長 (月)263,000円 議員 (月)243,000円	・任期 4年 ・報酬 議長 (月)360,000円 (342,000円) 副議長 (月)288,000円 (273,000円) 議員 (月)261,000円 (247,000円) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	・議会議員の定数及び任期については、協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。 ・報酬については、同規模自治体を参考に合併時までに調整する。

4 . 附属機関等（審議会・委員会・協議会等）

<p>特別職報酬等審議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)8,000円 	<p>特別職報酬等審議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)11,000円 	<p>特別職報酬等審議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)9,500円 	<p>・審議会、委員会、協議会等の附属機関等については、3町で設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは、原則として再編する。1町又は2町で設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。</p> <p>・報酬については、同規模自治体を参考に調整する。</p>
<p>公務災害補償等認定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>公務災害補償等認定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>公務災害補償等認定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>公務災害補償等審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>公務災害補償等審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>公務災害補償等審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 	<p>岩舟町情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町個人情報保護審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 	<p>(H15年12月制定、H16年4月1日施行予定)</p>	<p>藤岡町個人情報保護審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町表彰審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 7人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町表彰審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 6人 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	<p>藤岡町表彰審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日)9,500円 	

<p>大平町名誉町民選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 - 	<p>岩舟町名誉町民選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 6人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 - 	<p>藤岡町名誉町民選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 40人 ・任期 2年 ・報酬 - 	<p>岩舟町防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 32人 ・任期 2年 ・報酬 - 	<p>藤岡町防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 34人(27人) ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 26人 ・任期 2年 ・報酬 - 	<p>岩舟町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 在職期間 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町交通安全対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	<p>岩舟町交通安全対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	<p>藤岡町交通安全対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 8人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町消防賞じゅつ金等審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	<p>岩舟町消防賞じゅつ金等審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	<p>藤岡町消防賞じゅつ金等審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 -
<p>大平町行政改革推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 - ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町行政改革推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 - ・報酬 - 	<p>藤岡町行政改革推進懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 - ・報酬 (日)9,500円

<p>大平町環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 	<p>岩舟町環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町営住宅入居者選衡委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 		<p>藤岡町営住宅入居者選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 7人 ・任期 3年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 会長 11,000円 委員 9,000円 	<p>藤岡町民生委員推薦会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町社会福祉施策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 27人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 			
<p>大平町地域ケア会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 医師 (日)20,000円 委員 (日)7,500円 	<p>岩舟町地域ケア会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 - 	<p>藤岡町地域ケア会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 - 	
<p>大平町健康福祉ゾーン運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 			

<p>大平町介護認定審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円 	<p>岩舟町介護認定審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 14人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円 	<p>藤岡町介護認定審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円 	
	<p>岩舟町介護保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日) 11,000円 委員 (日) 9,000円 	<p>藤岡町介護保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,500円 	
<p>大平町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円 	<p>岩舟町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 16人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日) 11,000円 副会長 (日) 9,000円 	<p>藤岡町地域保健対策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,500円 	
<p>大平町予防接種健康被害調査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円 	<p>岩舟町予防接種健康被害調査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 委員長 (日) 11,000円 委員 (日) 9,000円 	<p>(15年度設置予定)</p>	
<p>大平町児童館運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 19,000円 			
<p>大平町国民健康保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (年) 48,000円 職務代理者 (年) 45,000円 委員 (年) 44,000円 	<p>岩舟町国民健康保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (年) 51,000円 委員 (年) 41,500円 	<p>藤岡町国民健康保険運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 43,000円 	

<p>大平町農業振興地域促進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 11人 ・任期 - ・報酬 - 	<p>岩舟町農業振興地域整備促進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 -人 ・任期 2年 ・報酬 - 	<p>藤岡町農業振興地域整備促進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 - 	
	<p>岩舟町農村環境改善センター運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 - 		
<p>大平町都市計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 	<p>岩舟町都市計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 14人 ・任期 4年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町都市計画課審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
		<p>藤岡町総合開発促進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 32人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町公共下水道使用料等審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)8,000円 	<p>岩舟町公共下水道使用料等審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>公共下水道使用料等審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 - 	
<p>大平町公共料金審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)8,000円 	<p>岩舟町水道料金審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 - ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町水道料金審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 随時 ・報酬 (日)9,500円 	

<p>大平町同和对策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町同和对策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 - 	<p>藤岡町同和对策審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町人権教育啓発推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町同和对策事業推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 18人 ・任期 その都度 ・報酬 - 	<p>藤岡町同和对策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
<p>大平町人権教育啓発推進町民会議運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 30人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 		
<p>大平町人権教育啓発専門委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 7人 ・任期 2年 ・報酬 (日)10,000円 		
		<p>藤岡町人権教育推進連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 1年 ・報酬 (日)5,000円
<p>大平町集会所運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 50人 ・任期 2年 ・報酬 (年)22,000円 	<p>下津原集会所運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町都賀集会所運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
	<p>西根南集会所運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町富吉集会所運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円

<p>大平町隣保館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 2年 ・報酬 (年)19,000円 		<p>藤岡町隣保館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町就学指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬 専門医師 (日)7,500円 	<p>岩舟町心身障害児就学指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 委員長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円 	<p>藤岡町就学指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
		<p>藤岡町奨学資金資格選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 - ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町学校給食センター運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 18人 ・任期 1年 ・報酬 (日)7,500円 		<p>藤岡町学校給食センター運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 13人 ・任期 1年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町立小・中学校学区審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 			
<p>大平町社会教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 委員長 (年)52,000円 委員 (年)31,000円 	<p>岩舟町社会教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 委員長 (日)11,000円 職務代理 (日)9,000円 	<p>藤岡町社会教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 委員長 (年)47,000円 委員 (年)36,000円 	

<p>大平町文化財保護審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 23,000円 	<p>岩舟町文化財保護審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日) 11,000円 副会長 (日) 9,000円 	<p>藤岡町文化財保護審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,500円 	
<p>大平町生涯学習推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円 			
<p>大平町学校週5日制推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円 			
<p>大平町スポーツ振興審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,500円 	<p>岩舟町スポーツ振興審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 6人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日) 11,000円 副会長 (日) 9,000円 	<p>藤岡町スポーツ振興審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,500円 	
<p>大平町体育指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 25人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,500円 	<p>岩舟町体育指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,000円 	<p>藤岡町体育指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 36,000円 	
<p>大平町公民館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 22,000円 	<p>岩舟町公民館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日) 11,000円 副会長 (日) 9,000円 	<p>藤岡町公民館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 9,500円 	

<p>おおひら町民ホール運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 	<p>岩舟町文化会館運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 副会長 (日)9,000円 	<p>藤岡町文化会館運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>大平町立図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円 		<p>藤岡町図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円 	
<p>5. その他の特別職</p>			
<p>投票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる 	<p>投票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる 	<p>投票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の定めるところによる 	<p>・その他の特別職については、3町で設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは、原則として再編する。1町又は2町で設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。</p> <p>・報酬については、同規模自治体を参考に調整する。</p>
<p>開票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>開票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>開票管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	
<p>選挙長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>選挙長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>選挙長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	
<p>投票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>投票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>投票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	
<p>開票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>開票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>開票立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	
<p>選挙立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>選挙立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	<p>選挙立会人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 投票管理者に同じ 	

<p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 団長 (年) 237,000 円 副団長 (年) 170,000 円 分団長 (年) 129,000 円 副分団長 (年) 113,500 円 部長 (年) 103,000 円 班長 (年) 82,500 円 団員 (年) 67,000 円 	<p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 団長 (年) 226,000 円 副団長 (年) 161,000 円 本部伝令 (年) 107,500 円 分団長 (年) 123,500 円 副分団長 (年) 107,500 円 部長 (年) 91,500 円 班長 (年) 70,000 円 団員 (年) 57,000 円 	<p>消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 団長 (年) 236,000 円 副団長 (年) 154,000 円 分団長 (年) 121,000 円 副分団長 (年) 105,000 円 部長 (年) 89,000 円 班長 (年) 69,000 円 団員 (年) 52,000 円 	<p>・消防団の設置については、協定項目 21「消防団の取扱い」の協議結果による。</p>
<p>代表事務連絡員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 84,000 円 1 戸 × 750 円 			<p>・代表事務連絡員、事務連絡員については協定項目 22「行政区の取扱い」の協議結果どおり合併時まで調整する。</p>
<p>事務連絡員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 1 戸 × 750 円 			
<p>交通指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (月) 50,000 円 	<p>交通指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (月) 44,000 円 	<p>交通指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (月) 47,000 円 	
<p>産業医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 49,000 円 従事回数 × 30,000 円 	<p>産業医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 196,800 円 職員数 × 450 円 	<p>産業医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 職員数 × 450 円 	
<p>町税等収納嘱託員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 月額 60,000 円以下で町長が定める額 現年分収納額 × 100 分の 2 滞納繰越分収納額 × 100 分の 4 口座振替勧誘数 × 500 円 			
<p>保健委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 代表保健委員 (年) 18,000 円 1 戸 × 160 円 保健委員 1 戸 × 160 円 	<p>保健委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 3,500 円 1 世帯 × 200 円 		
<p>母子保健推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 100,000 円 	<p>母子保健推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 22,000 円 	<p>母子保健推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 (年) 30,000 円 	

町医 ・報酬 (年) 49,000 円 従事回数 × 30,000 円			
	各種予防接種医 ・報酬 (日) 30,000 円	予防接種医 ・報酬 (日) 30,000 円	
保育所嘱託医 ・報酬 従事回数 × 30,000 円 児童数 × 450 円	保育所嘱託医 ・報酬 (年) 45,000 円 児童数 × 450 円	保育所医 ・報酬 (年) 47,700 円 児童数 × 450 円	
	民生委員協議会 ・報酬 会長 (年) 118,000 円 副会長 (年) 96,000 円 委員 (年) 91,500 円		
福祉委員 ・報酬 会長 (年) 57,000 円 委員 (年) 32,000 円		社会福祉委員 ・報酬 会長 (年) 116,000 円 副会長 (年) 93,000 円 委員 (年) 84,000 円	
介護保険調査嘱託員 ・報酬 月額 171,000 円以内で町長が定める額			
保健業務嘱託員 ・報酬 日額 7,920 円以内で町長が定める額			
看護業務嘱託員 ・報酬 日額 7,920 円以内で町長が定める額			
隣保館相談員 ・報酬 (月) 22,000 円			
校医 ・報酬 (年) 196,800 円 児童・生徒数 × 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 児童数 × 450 円	学校医 ・報酬 (年) 196,800 円 児童・生徒数 × 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 児童数 × 450 円	校医 ・報酬 (年) 196,800 円 児童・生徒数 × 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 児童数 × 450 円	

<p>学校歯科医 ・報酬 学校医に同じ</p>	<p>学校歯科医 ・報酬 学校医に同じ</p>	<p>学校歯科医 ・報酬 学校医に同じ</p>	
<p>学校薬剤師 ・報酬 (年) 63,000 円</p>	<p>学校薬剤師 ・報酬 児童生徒数 500 人超 (年) 56,000 円 児童生徒数 500 人以下 (年) 50,000 円</p>	<p>学校薬剤師 ・報酬 (年) 65,000 円</p>	
<p>外国語指導助手 ・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>	<p>外国青年英語指導助手 ・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>	<p>外国青年英語指導助手 ・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>	
<p>学校評議員 ・報酬 (年) 15,000 円</p>	<p>学校評議員 ・報酬 (年) 10,000 円</p>	<p>学校評議員 ・報酬 (年) 15,000 円</p>	
<p>教育相談員 ・報酬 月額 149,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>	<p>教育相談員 ・報酬 (日) 8,000 円</p>	<p>教育相談員 ・報酬 (日) 9,500 円</p>	
	<p>公民館館長 ・報酬 月額 240,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>		
	<p>文化会館館長 ・報酬 月額 240,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>		
<p>郷土資料館名誉館長 ・報酬 (年) 50,000 円 勤務 1 時間 × 1,000 円</p>			
<p>社会教育指導員 ・報酬 一般 (月) 135,000 円 同和対策 (月) 149,000 円</p>	<p>社会教育指導員 ・報酬 (月) 143,500 円</p>	<p>社会教育指導員 ・報酬 (月) 135,000 円</p>	
<p>生涯学習推進指導員 ・報酬 月額 135,000 円以内で教育委員会 が定める額</p>			
<p>少年補導員 ・報酬 (日) 7,500 円</p>			
<p>学芸嘱託員 ・報酬 月額 148,000 円以内で町長が定 める額</p>			

中央公民館夜間管理嘱託員 ・報酬 日額 4,300 円以内で町長が定める額			
南体育館管理嘱託員 ・報酬 日額 6,880 円以内で町長が定める額			
スポーツ推進員 ・報酬 (日) 5,500 円			